

エコリフォームで補助金 最大30万円が貰えます！！

住宅ストック循環支援事業が始まります

持ち家の省エネ性能を向上させるリフォーム(エコリフォーム)に対して補助します。

次の要件をすべて満たすリフォーム工事が対象。

- ① 自ら居住する住宅について、施工者に工事発注して、エコリフォームを実施すること
- ② エコリフォーム後の住宅が耐震性を有すること
- ③ 補正予算成立日と事業者登録した日のいずれか遅い日以降に、工事着手すること

○補助の概要

対象工事

①～③のいずれか1つが必須、かつ、①～③の補助額の合計が5万円以上
原則として、国の他の補助制度との併用は不可

- ① 開口部の断熱改修※¹ (ガラス交換、内窓設置、外窓交換、ドア交換)
- ② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修※¹ (一定量の断熱材を使用)
- ③ 設備エコ改修※¹ (エコ住宅設備のうち、3種類以上を設置する工事)

【エコ住宅設備】太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽、高効率給湯機、節湯水栓

✦ ①～③のいずれかと併せて実施する以下の改修工事等も対象

④ 併せて対象とするリフォーム等

- A. バリアフリー改修(手すり設置、段差解消、廊下幅等の拡張)
- B. エコ住宅設備の設置※¹(1種類又は2種類の設置)
- C. 木造住宅の劣化対策工事※²(土間コンクリート打設等)
- D. 耐震改修
- E. リフォーム瑕疵保険への加入

※¹ ①、②の断熱改修及び
③、④-Bのエコ住宅設備
は、事務局に登録された製
品のみが対象

※² リフォーム瑕疵保険に
加入するものが対象

補助額

実施したエコリフォームの工事内容に応じた補助額(次頁)の合計額を補助

補助限度額

30万円/戸 (耐震改修を行う場合 45万円/戸)

予算が無くなり次第終了。早期の終了が予想されます。

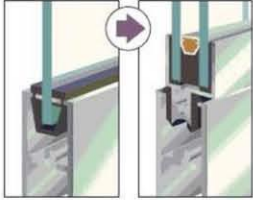
お気軽にお問い合わせください！ 0120-39-9263

【エコリフォームに対する補助額】

① 開口部の断熱改修

※ 管理組合が発注者である共同住宅(共用部分)のリフォーム工事として申請可能(内窓除く)

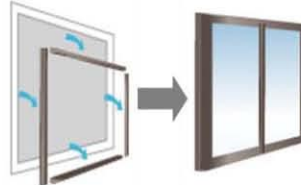
ガラス交換
既存のガラスを複層ガラス等に交換
3,000円～8,000円



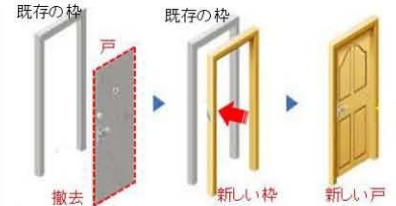
内窓設置
既存サッシの内側に樹脂製の内窓を設置
8,000円～20,000円



外窓交換
古いサッシを枠ごと取外し、新しい断熱窓を取り付け
8,000円～20,000円



ドア交換
古いドア・引戸を新しいドア・引戸に交換
20,000円、25,000円



※ 窓やドアのサイズによって、補助額が異なります。

② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

※ 管理組合が発注者である共同住宅(共用部分)のリフォーム工事として申請可能

外壁の断熱改修
既存の外壁の断熱材を撤去し、敷込断熱等を施工
120,000円
(60,000円)



屋根・天井の断熱改修
既存天井の断熱材を撤去し、敷込断熱等を施工
36,000円
(18,000円)



床の断熱改修
床下・基礎に敷込断熱等を施工
60,000円
(30,000円)



床には畳床を含む

※ 断熱材を規定量以上使用する工事が対象。補助額の下段()書きは部分断熱の場合の補助額。

③ 設備エコ改修 (5種類のエコ住宅設備のうち、3種類以上を設置する工事)

太陽熱利用システム

屋根に集熱器を設置し、軒先や屋内等に蓄熱槽を設置
24,000円



太陽光発電システムではありません！

高断熱浴槽

24,000円



節水型トイレ

24,000円



高効率給湯機

24,000円

- ・電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)
- ・潜熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ)
- ・潜熱回収型石油給湯機 (エコフィール)
- ・ガスエンジン給湯機 (エコイル)
- ・ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)

節湯水栓

3,000円

- ・台所水栓 「手元止水機能」又は「水優先吐水機能」
- ・洗面水栓 「水優先吐水機能」
- ・浴室シャワー水栓 「手元止水機能」又は「小流量吐水機能」(シャワーヘッドのみの交換は除く。)

※ 設備の種類に応じた額を補助(各1箇所のみ)。

④ 併せて対象とするリフォーム等

※ AからEのリフォーム等は、①から③のいずれかのリフォームと併せて行う場合に限り対象

A. バリアフリー改修

| 対象工事 | 補助額 |
|---------|---------|
| 手すりの設置 | 6,000円 |
| 段差解消 | 6,000円 |
| 廊下幅等の拡張 | 30,000円 |

B. エコ住宅設備の設置

『③設備エコ改修』と同じエコ住宅設備のうち、2種類以下の設備を設置

C. 木造住宅の劣化対策(リフォーム瑕疵保険に加入するものに限る)

浴室・脱衣室

浴室のユニットバス設置 30,000円
脱衣室の耐水性仕上げ 8,000円

小屋裏

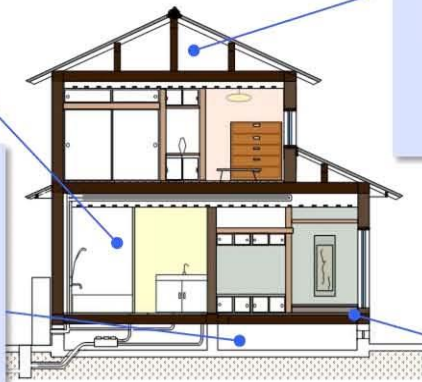
小屋裏換気口設置 8,000円
小屋裏点検口設置 3,000円

床下

土間コンクリート打設 120,000円
床下点検口設置 3,000円

軸組・土台

防腐防蟻処理 20,000円



※ AからCのリフォームは、工事内容・設備の種類ごとに、各1箇所分の額を補助。

D. 耐震改修 150,000円/戸

耐震性を有しない住宅を現行の耐震基準に適合させる工事

【現行の耐震基準】

- ①建築基準法施行令第3章および第5章の4に規定する基準
- ②耐震改修促進法に基づく「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準」(平成18年国土交通省告示第185号)

E. リフォーム瑕疵保険 11,000円/件

エコリフォームについて、保険法人が取り扱うリフォーム瑕疵保険に加入した場合(マンションの共用部分については、大規模修繕工事瑕疵保険が対象)

※ D、Eは、管理組合が発注者である共同住宅(共用部分)のリフォーム等として申請可能

耐震性を有することの確認について

【耐震性を有することについて】

※ エコリフォームの対象住宅について、次のいずれかの書面により確認

- イ) 建築確認がなされた日付が昭和56年6月1日以降の建築確認済証等
- ロ) 表示登記がなされた日付が昭和58年4月1日以降である登記事項証明書
- ハ) 建築士が耐震性を有することを確認した、所得税等の証明書又は本制度独自の証明書